

園芸産地広域拠点整備事業 実施要領

第1 目 的

園芸産出額の拡大と園芸産地の競争力を強化するため、広域で機能する集出荷拠点や種苗供給拠点等を整備する。

第2 事業の実施等

事業の実施にあたっては、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知 以下「産地要綱」という。）および産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知 以下「産地要領」という。）に定めるもののほか、下記により実施するものとする。

第3 事業内容および補助率

別表1の定めるところにより、その内容に要する経費を補助する。

第4 事業実施主体・取組主体

事業実施主体等は、産地要領に定められた事業実施主体等の要件を満たす者とする。

第5 事業の実施手続

1 計画書の作成・承認

- (1) 事業実施主体等は、産地要領第10の4に定める取組主体事業計画を、別紙様式第1号の園芸産地広域拠点整備事業計画書（以下「計画書」という。）により作成し、当該地域再生協議会長あてに承認申請するものとする。
- (2) 地域再生協議会長は、産地要領第10の3に定める産地パワーアップ計画書を、別紙様式第2号の園芸産地広域拠点整備事業産地計画書（以下「産地計画書」という。）により作成し、当該市町経由で知事に承認申請するものとする。

2 実施計画の承認の通知

知事は産地計画書を承認したときは、事業実施当該市町経由で当該地域再生協議会長にその旨を通知するものとする。

地域再生協議会長は事業計画書を承認したときは、事業実施主体等にその旨を通知するものとする。

第6 計画の変更等

- 1 事業実施主体等は、計画書の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けるものとする。
ただし、変更が軽微なものであって、農業経営全体に著しい変更を及ぼさない場合は、この限りでない。
- 2 事業実施主体等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 変更事業計画の作成および承認は、第5の手続に準じて行うものとする。

第7 補助金交付手続

補助金交付手続は福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下「交付規則」という。）および農林水産部園芸振興課所管補助金等交付要綱（以下交付要綱という。）、産地生産基盤パワーアップ事業福井県事業実施方針（以下「実施方針」という。）に基づいて行うものとする。

第8 事業実施状況の報告

産地要領第15に定める事業実施状況の報告は、実施方針に基づいて実施年度から目標年度までの間、行うものとする。

第9 対策の評価

産地要領第16に定める評価、改善状況の報告は、当該年度の翌年度の6月末日までに行うものとする。

第10 事業の指導推進

県は、事業の円滑かつ適正な推進を図るため、事業実施主体等と連絡を密にしながら、他の計画、事業との整合性および関連に配慮するとともに、必要な指導および助言を行うものとする。

第11 事業実施後の措置

- 1 事業実施主体等は、整備した施設および機械の利用管理が当該事業の趣旨に即して適正に行われるよう努めるものとする。
- 2 事業完了の報告
事業実施主体等は、補助事業が完了したとき、事業完了実績報告書を3月31日までに知事に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成28年12月21日から施行する。

令和 元年6月1日に一部改正する。

令和 2年4月1日に一部改正する。

令和 3年4月1日に一部改正する。

別表 1

事業種目	補助対象事業	補助額	補助率
広域拠点施設等の整備	産地要領のうち「整備事業、基金事業」「農産物処理加工施設」、「集出荷貯蔵施設」、「生産技術高度化施設」に定められたもの	—	国 1/2 県 1/10 (市町 1/10 以上)
	産地要領のうち「整備事業」「種子種苗生産関連施設」に定められたもの	—	国 1/3 県 1/10 (市町 1/10 以上)

園芸産地広域拠点整備事業実施要領の運用について

第1 事業内容

- 1 本事業の内容は次のとおりとする。

事業内容	具体的事業内容（補助対象となる機械・施設等）
広域拠点施設等の整備	産地要領のうち「整備事業、基金事業」、「農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設」に定められたもの

- 2 広域拠点施設等整備の実施にあたり、致し方ない事由により実施年度中に事業完了が困難な場合は、国または基金管理団体と協議のうえ、翌年度に繰り越せるものとする。

第2 計画の手続

- 1 園芸産地広域拠点整備事業実施要領第5の1の（1）による取組計画書は、別紙様式第3号で提出するものとする。
- 2 園芸産地広域拠点整備事業実施要領第5の1の（2）による産地計画書は、別紙様式第4号で提出するものとする。
- 3 園芸産地広域拠点整備事業実施要領第5の2による計画の承認は、別紙様式第5号、第6号により通知するものとする。
- 4 園芸産地広域拠点整備事業実施要領第6による計画の変更等の提出は、1、2に準じて行うものとする。
- 5 園芸産地広域拠点整備事業実施要領第8による事業実施状況の報告は、別紙様式第7号、第8号によるものとする。
- 6 園芸産地広域拠点整備事業実施要領第10による改善状況の報告については、別紙様式第9号により報告するものとする。

第3 事業の実施

- 1 農林水産部園芸振興課所管補助金等交付要綱（以下交付要綱という。）第3条による補助金交付申請書については、別紙様式第10号により提出するものとする。
- 2 交付要綱第4条による補助金変更交付申請書については、別紙様式第11号により提出するものとする。
- 3 交付要綱第6条による補助事業完了実績報告書については、別紙様式第12号により提出するものとする。
- 4 交付要綱第7条による補助金の請求については、別紙様式第13号を添付するものとする。
- 5 産地生産基盤パワーアップ事業福井県事業実施方針（以下「実施方針」という。）6による助成金の通知は、別紙様式第14号により通知するものとする。

第4 事業の着工等

- 1 本事業の着工または着手（以下着工等という）するときは、速やかにその旨を別記様式第1号により、県へ届け出るものとする。原則として県からの助成金の交付決定後に行うものとする。
ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う場合は、取組主体はあらかじめ県の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工（着手）届（別記様式2号）を作成し、提出するものとする。
- 2 工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付しがたい場合、または一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあつては、あらかじめ、別記様式第3号により、その理由、選定方法等を県に報告し、適正な契約手続きを確保するための必要な指示を受けた上で、指名競争入札とする。

第5 事業完了に伴う手続

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を別記様式第4号により提出するものとする。

第6 書類の提出経由

園芸産地広域拠点整備事業実施要領第5および第6により提出する計画書、第8および第9により提出する報告書は、事業実施当該地域再生協議会および市町を経由して、第7および第12の補助金交付手続の知事に提出する書類については、事業当該市町を経由し、福井県農林水産部園芸振興課に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成28年12月21日から施行する。
令和 元年6月1日に一部改正する。
令和 2年4月1日に一部改正する。
令和 3年4月1日に一部改正する。